

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

去る5月19日、沖縄県警は先月28日からうるま市在住の20歳女性の行方が分からなくなっていた事件で元海兵隊員で米空軍嘉手納基地に勤める米軍属の男を死体遺棄容疑で逮捕、同容疑者の供述に基づき女性の遺体が恩納村で発見され、同事件は最悪の事態を迎えるに至った。

日没から間もない時間帯にウォーキングするという日常に突然降りかかった惨劇、未来に大きな夢と希望を抱いていたであろう若者の将来を無残にも踏みにじった残忍かつ凶悪な犯罪は断じて許されるものではなく、被害女性並びに遺族の無念は計り知れない。

戦後70年余、本県においてはたびたび米軍人・軍属等による事件が発生し基地周辺住民は不安を抱えた生活を余儀なくされる中、1995年に起きた少女暴行事件において県民の怒りは大きなうねりとなり、沖縄に過度に集中する米軍基地の整理・縮小や日米地位協定の見直しを求める訴えが高まる大きな契機となった。

それにもかかわらず最悪の事件は起きた。

同容疑者は取り調べに対し、「数時間、相手を探した」、「乱暴しようと思った。首を絞め刃物で刺した」などと供述しており、そこには人命、女性の人権を尊ぶ気持ちは微塵もなく、事件が起きるたびに綱紀粛正を図ると繰り返してきた米軍の取り組みには何の実効性もなかったと断じざるを得ない。

沖縄に住む者には安全、安心な生活を享受する権利すら認められないのか。

日米両政府は、基地あるが故の事件に沖縄の人々の我慢はどうに限界を超えていていることを強く認識すべきであり、今後断固としてこのような悲劇が起こり得ないよう明確な犯罪防止策が求められている。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米軍属による女性死体遺棄事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者遺族への謝罪及び完全な補償をさせること。

2. 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀の粛正を図るとともに、事件の再発防止の実効性のある解決策を公表するよう求めること。

3. 日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年5月25日
沖縄市議会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長